

保健所の許可以外に、 他の関係法令について事前に確認しておきましょう

保健所の食品に係る営業許可は、衛生上の施設基準に適合していることを認めているものであり、土地利用、建築、消防等に関する各法令への適合を認めているものではありません。

営業許可を取得していても、営業場所や営業形態などから他法令（都市計画法、建築基準法、消防法等）に抵触する場合があります。

よくある相談や主に確認が必要な事項とお問合せ先は、下記のとおりです。

下記に記載のないその他の関係法令の規制についても、営業者自身で事前にご確認ください。

□ 都市計画法・建築基準法等に関する事前確認

都市計画法で定める市街化調整区域や、市街化区域内の用途地域には、食品関係の営業ができない、または建築物に制限がかかる地域があります。また、建築基準法など、建築物に関する法令もあります。事前に営業予定場所の土地利用のルールや建築物の規制について確認しておきましょう。

岸和田市内	問合せ先	電話番号
用途地域の確認	岸和田市都市計画課	072-423-9629
岸和田市HPからも用途地域の確認が可能です。 下記リンク先から「都市計画情報」を選択。 https://www2.wagmap.jp/kishiwada/Portal		
土地利用上の制限・ 建築基準法	岸和田市建設指導課	072-423- 9570~9573
農地の転用許可	岸和田市農業委員会	072-423-9704

貝塚市内	問合せ先	電話番号
用途地域の確認	貝塚市都市計画課	072-433-7246
貝塚市HPからも用途地域の確認が可能です。 下記リンク先から表示テーマ「都市計画図」を選択。 https://www.sonicweb-asp.jp/kaizuka/		
土地利用上の制限	貝塚市まちづくり課	072-433-7211
建築基準法	大阪府審査指導課	06-6210-9724
農地の転用許可	貝塚市農業委員会	072-433-7388

□ 消防法令等に関する事前確認

調理場内の火を使用する設備、器具等を消防法令等に適合させる必要があります。事前に、必要な消防用設備等や防火管理者の選任の有無などについて確認しておきましょう。

岸和田市内	問合せ先	電話番号
消火器具の設置等	岸和田市消防本部 予防課	072-426-8607

貝塚市内	問合せ先	電話番号
消火器具の設置等	貝塚市消防本部 予防課	072-422-9203

□ 風営法、カラオケ・深夜営業等の規制に関する事前確認

接待営業を行う場合や深夜0時以降に酒類を提供する場合等は、警察署の許可または届出が必要になります。また、カラオケ等の音響機器を設置する場合や深夜に営業する場合は、府条例による騒音防止に関する規制についても、事前に確認しておきましょう。

岸和田市内	問合せ先	電話番号
風営法関係の許可等	岸和田警察署	072-439-1234
深夜営業やカラオケ 機器等の使用制限	岸和田市環境保全課	072-423-9462

貝塚市内	問合せ先	電話番号
風営法関係の許可等	貝塚警察署	072-431-1234
深夜営業やカラオケ 機器等の使用制限	貝塚市環境衛生課	072-423-2151